

5

2024 May
vol.221

広
報

ありがわ

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち



5月は消費者月間
特集

みんなで防ごう

消費者トラブル



初回無料だと思って
購入したサプリメント
が定期購入だった!

自宅の屋根の修理を
業者をお願いしたら
請求が高額すぎた!

「楽に高収入の副業」
という広告を見て
信用したら詐欺だった!

5月は消費者月間

特集

みんなで防ごう 消費者トラブル

「自分や家族は大丈夫」
は危険です!

近年、デジタル化やAIなどの技術が急速に発展し、私たち消費者を取り巻く取引サービスやコミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方でリスクも多様化しています。

県内では特殊詐欺による被害が急増し、被害額が昨年の2倍にまで増加しました。

こうしたデジタル時代において、安全・安心な消費者生活を送るためにデジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、適切に情報を収集や発信する力などをアップデートし続ける必要があります。

毎年5月は消費者月間です。自分や家族は大丈夫と油断することなく、「気付く・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていきましょう。

また、子ども・若者・高齢者・障害者に対しては、特に周囲のサポートが必要です。自分や家族を守るために消費者トラブルの対策や相談先を知っておきましょう。

電話での相談

- 和歌山県消費生活センター
☎ 073-433-1551
平日 9:00～17:00、土日 10:00～16:00
(土日は電話相談のみ)
※祝日、年末年始を除く
- 消費者ホットライン
☎ 188 (全国共通の電話番号)
お近くの消費者生活相談窓口をご案内します。

対面での相談

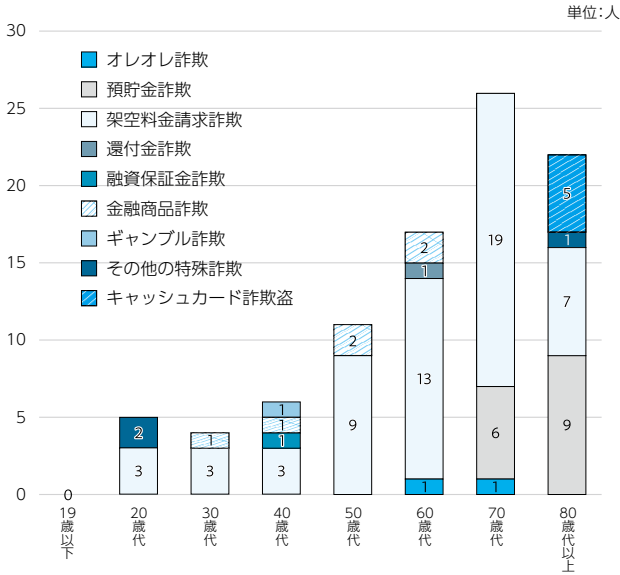
- 有田川町役場 金屋庁舎
1階相談室
毎週金曜日 13:00～16:00
※第1金曜日を除く
- 有田川町役場 清水行政局
2階応接室
第1金曜日 13:00～16:00



和歌山県内の特殊被害詐欺

和歌山県では令和5年（2023年）1月～11月における特殊詐欺被害額が前年の2倍にまで急増し、約3億4,000万円にのぼっています。特に架空料金請求詐欺、預貯金詐欺、金融商品詐欺などによる被害が多くみられました。

手口別被害者年齢構成



不審な電話やメールにご注意ください

● 架空料金請求詐欺

インターネットなどを利用して架空のできごとを口実にして料金を請求し金銭をだまし取る手口。

● 預貯金詐欺

親族、警察官を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されているのでキャッシュカードの交換手続きが必要です」などと言ってキャッシュカード、預貯金通帳をだまし取る手口。

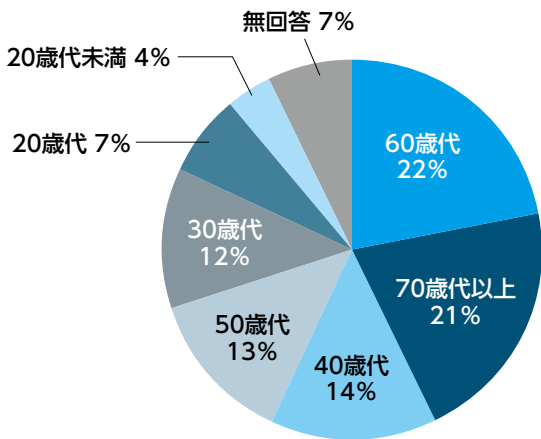
● 金融商品詐欺

全く価値がない未公開株や高価な物品などについて嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭などをだまし取る手口。



有田川町内の消費者相談

令和4年度消費者相談件数



50代以上の相談が半分以上

令和4年度（2022年度）では、有田川町民から和歌山県消費生活センターに合計109件の相談がありました。その中でも特に60歳代、70歳代の方からの相談が多く、50歳代以上の方からの相談件数が計61件と全体の半分以上の割合を占めています。高齢者は消費者の中でも被害に遭いやすい傾向にあるので周囲の人が気にかけてあげる必要があります。

相談で1番多かったのが「化粧品」です。特に、「初回無料という広告を見て申し込みをしたが、定期購入だった」という内容が多く寄せられました。内容をよく理解して契約する必要があります。次に多かったのは、「商品一般」で、迷惑メールなどによって請求書が送られてきた、身に覚えのない荷物が届くなどの内容です。

順位	商品・サービス分類名	相談件数
1	化粧品	17
2	商品一般	13
3	電気※	7
4	エステティックサービス	5
5	固定通信回路	4

※電力会社との契約

消費者トラブルを防ぐために

《子ども・若者》



●成年年齢の引き下げ

令和4年（2022年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親権者の同意がなくてもクレジットカードが作れたり、携帯電話が契約できたり、自分の判断でさまざまな契約ができるようになりました。18歳を迎えていると未成年者取消権が適用されなくなり、契約の取り消しが効かなくなる場合が多くなるため、高額な契約は特に注意しなければいけません。

●若者に多いトラブル

契約の知識や経験の乏しさにつけこみ、若者を狙う悪徳商法はSNSなどを利用した手口が増加しています。被害に遭っても、恥ずかしさや自分に落ち度があると感じて諦めてしまうことも多いようです。不安なときは一人で悩まず、家族や消費生活センターなどにご相談ください。

最終画面で必ず
チェックしましょう

SNS・インターネット通販の 契約条件チェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 支払いとなる総額はいくらですか？
- 返品特約や解約条件を確認しましたか？
- 契約条件などが記載されている画面をスクリーンショットで保存しましたか？



消費生活センターの職員さんに
最近の消費者トラブルに
ついて聞いてみました



和歌山県消費生活センター
岩橋相談員

——最近多いのはどのような相談ですか

株高で投資に関心が集まる中で、有名人や大手企業を語った「高配当株」などの広告を見て投資詐欺に遭うケースが今年に入って急増しています。また、インターネットでは、アプリをダウンロードさせ、アプリ上で利益が出ているように見せかけて高額な投資資金を振り込ませるが、出金時に手数料などの名目でお金を要求する手口などが多いです。特に、若者は、分割払いで契約していた脱毛エステ会社が倒産し、残金を払わないといけななどの相談、また高齢者はメールでのウイルス警告や投資、NISAなどの広告であおられ、始めてしまったなどの相談をよく受けます。

——トラブルに遭わないためには日頃からどのようなことに気を付ければよいでしょうか

電話で簡単に個人情報やSNSなどのもうけ話に飛びつかない、定期購入や契約時に最終画面で定期購入が条件などの内容が書いていないか、取り引き先の電話番号などを確認するなど大切です。

——和歌山県消費生活センターに相談すると、どういった対応をしてくれますか

解決へのアドバイスや当事者とトラブルになった業者の人の仲介が可能なケースもあります。電話でも来所でもお気軽にご相談ください。

《高齢者》



高齢期は、「お金」「健康」「孤独」に対する不安が特に高まってくる時期であり、加えて自宅にいることも多いため、その不安な心理状況につけこむ悪質業者などに狙われやすい傾向にあります。また、一人暮らしや高齢者のみ世帯も多く、被害に遭っても気付かない、気付いたとしても、恥ずかしい気持ちや、家族に迷惑をかけたくない気持ちなどから誰にも相談できず、発覚が遅れてしまうこともあります。

● 普段から意識する大切さ

- ・ 家族や友人と普段から話をする関係性を作っておく。話の中で異変に気付いた場合は地域包括支援センターに相談する。
- ・ 消費者被害のニュースを見た際も自分は大丈夫ではなく、自分も気を付けよう意識する。
- ・ 地域の集まりなどでも消費生活センターの出前講座などを活用し、みんなでトラブル防止の意識を高める。
- ・ 認知症などにより判断能力に不安を感じる場合は権利擁護センターに相談する。

トラブルの一例

● 点検商法トラブル

台風の後、屋根の無料点検に来ましたと業者が訪問に来た。点検後に修繕が必要だと言われ、その場で契約し、修繕してもらったが、後に高額な請求をされた。

● 訪問購入トラブル

不用品を買い取ると連絡があり、着物を買取りにきてもらうと、「他にはないか？」と迫られ、貴金属まで強引に買い取られてしまった。

対処法

- 依頼していない業者は家の中に上げない
- その場で契約をしない、他の業者にも見積もりを取る
- 訪問購入に少しでも疑問に思った場合は、訪問を承諾しない
- 訪問を承諾してしまった場合は一人に対応しない

相談先

- 地域包括支援センター
(金屋庁舎内)
☎ 22-4502

まだ、トラブルにはなっていないが不安を感じる場合は、一人で抱え込まず、地域包括支援センターに相談してください。

家族でチェックしてみてください

高齢者の見守りと気付きのチェックリスト

家の様子

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺がないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない業者などの書き込みはないか

本人の様子

- 定期的にお金をどこかに支払っている様子はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

地域の皆さままで

消費生活センターの出前講座 受講してみませんか？

一般消費者を対象として、消費生活センターが問題商法の被害事例や契約に関する知識などを紹介する「消費者啓発講座」を開催しています。事前に講師と日時や内容などの打ち合わせが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551

《障害者》



「障害」と一言に言っても、障害の種類や特性の違いによって必要とする配慮が異なります。まずは障害について理解し、その人に応じた支援や見守りをお願いします。

● 身体障害

聴覚や視覚に障害がある人は情報を得にくかったり、身体的な理由から合理的配慮を必要としたりする場合があります。

● 知的障害

人を信じやすく、疑わないことがあります。また、関連付けて考えたり応用して行動したりすることが苦手な人もいます。

● 発達障害

説明が分からなくても「はい」と返事することがあります。また、暗黙の了解を理解することが難しい人もいます。

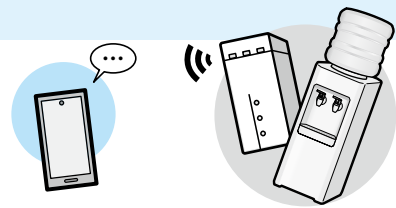
● 精神障害

気持ちの浮き沈みが行動に表れ、その時々によって行動が異なることがあります。

トラブルの一例

● 発達障害のあるAさん(24)の場合

新しい携帯電話を購入しようと携帯ショップを訪れた。Aさんは口頭での説明を十分に理解できず、店員に言われるがまま必要以上にオプションを付け、高額な契約をしてしまった。後日インターネット周辺機器やウォーターサーバーなどが届いたが、誰にも相談できず、支援者が気付いたときには多額の督促状が届いていた。



▶ Aさんが困ったこと

- ・口頭での説明が分からなかった
- ・必要なものかどうか判断ができなかった
- ・誰に相談すればいいのかわからなかった

● 困っていたら

本人が言いづらいこともあるかもしれませんが、誰にも相談できず、長い間放置されたままになり、気付いたときには問題が大きくなってしまっていることがあります。本人の様子と生活に変化がないか、心配りをするだけでも早期解決のきっかけとなります。不適切な契約であればクーリングオフができる場合があります。

● 未然に防ぐために

日頃から本人と困りごとについて話したり、相談先を決めたりしておくことが重要です。繰り返し伝えることでトラブルを未然に防ぐことができるかもしれません。また、物事を説明する際に、口頭だけでなく図を用いるなどの合理的配慮をお願いします。

相談先

- やすらぎ福祉課
(金屋庁舎内)
☎ 22-4501

障害などがあって、今後トラブルにあう不安がある場合はご相談ください。

クーリングオフ制度とは

訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引する場合などには、クーリングオフという制度により無条件で解約できることがあります。クーリングオフの方法は、契約書を受け取ってから基本的に8日以内（連鎖販売取引の場合は20日間）にはがきを書いて通知します。書き方は右のとおりです。はがきは両面をコピーして保存し、簡易書留などにして証拠を残します。クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも同じようにはがきを出します。

はがきに記載すること

契約解除通知

- ・ 契約年月日
- ・ 販売業者
- ・ 担当者氏名
- ・ 商品名
- ・ 契約金額

上の契約を解除します。

- ・ 契約解除通知日
- ・ 契約者住所、氏名

ご存じですか？

成年後見制度

判断能力に不安がある人のために

●成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方に対し、安心して暮らせるように支援する制度です。

この制度を使うことで、判断能力が不十分な方が悪質な訪問販売などによって、消費者被害に遭われた場合、法的に守ることができま

●成年後見制度の種類

・**任意後見制度**／本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ方と、判断能力が低下したときに備え、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

・**法定後見制度**／本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれ、財産管理や身上保護を行う制度です。

●認知症のあるBさん(80)の場合

家に見知らぬ人が来て「健康によいサプリメントがあります！ぜひ買ってください！」と勧められ、「1回だけなら」と契約内容も分からないまま購入契約を行った。後日、1回だけでと伝えたサプリメントが、毎月届くようになった。確認すると定期購入契約しており、解約には高額な費用がかかると言われた。

成年後見制度を利用すると、判断能力が不十分な方と結んだ不当な契約は取り消すことができます。

●法定後見制度の手続きの流れ

- ① 申し立てをする／申し立てを行う方は必要な書類などをそろえて、家庭裁判所に申立書を提出します。
- ② 家庭裁判所による調査／家庭裁判所は制度を利用するご本人、または申立人に事情をお聞きするため、面接を行います。
- ③ 家庭裁判所による審判／家庭裁判所は申立書類や診断書の内容などから後見・保佐・補助のどれに該当するかを検討し、後見などの開始の審判を行います。
- ④ 後見による登記／審判が確定したら、家庭裁判所が東京法務局に登記の依頼を出します。
- ⑤ 後見の開始／登記が完了すると、本人の財産が後見人に預けられ、後見開始となります。

●権利擁護センターありだがわ

日常生活に不安のある高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように次のことなどをサポートします。

- ・悪質商法などの権利侵害から守る法律行為の相談や助言
- ・成年後見制度の説明や制度を利用する支援
- ・福祉サービスの利用手続きの支援

家族の物忘れがひどくなり、詐欺などに遭わないか不安です。お金の使い方を含め、サポートしてくれませんか？



相談先

- 権利擁護センターありだがわ (社会福祉協議会内)
☎ 23-8800

認知症の高齢者や障害者の生活上のさまざまな相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。

祝 100 歳 おめでとうございます

田中 ツネノさん（下湯川）



西林 シゲルさん（二川）



[お名前のみのご紹介]

寺杣 美知子さん（吉原）

宮本 和代さん（徳田）

しみずさくらまつり

3月24日（日）にしみずさくらまつりを開催しました。町内外から多くの皆さまにお越しいただき、大盛況となりました。



有田川町家庭教育支援チーム FuFu（フフ）ができました

有田川町家庭教育支援チーム FuFu（フフ）の発足に伴い、片嶋教育長よりチーム員に委嘱状を伝達しました。家庭教育支援チームは、地域人材の力を生かして、親子で参加する活動や講座などの学習機会の提供などを行い、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげることで、家庭教育の充実のお手伝いをします。親子で楽しんでもらえるようなイベントや講座を行いますので、皆さまのご参加お待ちしております。



森の教室 IN 金屋第三保育所

3月1日（金）に金屋第三保育所で和歌山県緑化推進会と国土緑化推進機構主催の「森の教室」が開催されました。次世代を担う子どもたちに森が持つさまざまな役割や大切さを伝えるもので、園児たちは「森づくりのキャラクターショー」で森の木々が空気を綺麗にし、土砂崩れを起きにくくしていることを学んだ後、どんぐりのお話を聞き、芽が出るようお願いを込めながら園庭のプランターにどんぐりまきを行いました。



ご支援ありがとうございました ～令和6年能登半島地震災害義援金～

皆さまからお寄せいただいた温かいご支援は、和歌山県が開設した令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金口座を通じ、被災地の復旧、被災者の支援、復興活動などに活用されます。ご協力ありがとうございました。

義援金総額 3,520,244 円

〔1月9日（火）～3月22日（金）〕



2月1日（木）に農事組合法人吉備農産物販売様から義援金が贈呈されました。

ご寄附を賜りました

前川正様（吉見）より、10万円のご寄附を賜りました。

いただいたご寄附は町の福祉の充実のために活用させていただきます。誠にありがとうございました。

令和5年度 有田地方交通指導員会連絡協議会会長表彰

前嶋 宏信さん（板尾）

2月28日（水）、有田振興局にて令和5年度（2023年度）有田地方交通指導員会連絡協議会通常総会が開催されました。前嶋さんは令和2年（2020年）より有田川町交通指導員に就任され、現在に至るまで交通安全の推進に努められました。その功績が認められ、有田地方交通指導員会連絡協議会会長から表彰を受けました。



消防団へ小型動力ポンプ付積載車を配備

3月13日（水）、令和5年度（2023年）石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、金屋支団第4分団青田班、清水支団第2分団第3班（遠井班）に小型動力ポンプ付積載車が交付されました。交付式では中山町長から日夜、町民の安心・安全を守っている消防団員の方々に対し感謝とお礼の言葉が述べられました。



青田班



遠井班

人事異動

部長級

4月1日付で人事異動を行いました。
紙面の都合上、部長級・課長級・班長級・
新採用・退職者のみの掲載となります。

※部長級・課長級における〔 〕内は旧職
※頭「◎」は昇格または昇任

- ◎住民税務部長(会計管理者兼務) 小澤俊彦「教育部長」
- ◎教育部長 中平 洋子「福祉保健部やすらぎ福祉課長」
- ◎建設環境部長 森本 博貴「建設環境部建設課長兼土木班長」
- ◎産業振興部長 南 長寿「産業振興部商工観光課長兼商工観光班長」
- ◎消防長 岩井 伸幸「消防本部消防総務課長」
- ◎産業振興部産業課長 助野 黄平「産業振興部産業課長兼産業班長」
- ◎産業振興部林務課長 上田 隆章「産業振興部林務課長兼林務班長」
- ◎産業振興部商工観光課長 九鬼 正典「産業振興部地籍調査課長兼地籍調査班長」

課長級

- ◎教育部社会教育課長兼文化情報班長 西井 裕子「住民税務部税務課長兼町民税班長兼固定資産税班長兼収納徴収班長」
- ◎建設環境部環境衛生課長兼環境衛生班長 平松 紀幸「建設環境部環境衛生課長」
- ◎住民税務部税務課長兼町民税班長 水崎 誠「福祉保健部長寿支援課長」
- ◎建設環境部水道課長兼庶務班長 新田 耕作「建設環境部水道課長」
- ◎福祉保健部健康推進課長兼健康推進班長 穂芝 豊和「福祉保健部健康推進課長」
- ◎総務政策部財務課長 山縣 和弘「総務政策部財務課長兼財政班長兼管財検査班長」
- ◎総務政策部総務課長兼総務班長 原 秀文「総務政策部総務課長」
- ◎建設環境部建設課長 大倉 隆宏「建設環境部水道課工務班長」
- ◎福祉保健部やすらぎ福祉課長 福本 光宏「清水行政局住民福祉室長兼出張所長」
- ◎総務政策部企画調整課長兼企画調整班長兼ふるさと応援班長 寺杣 真英「総務政策部企画調整課ふるさと応援班長」
- ◎福祉保健部長寿支援課長 岩倉 宏樹「福祉保健部健康推進課家庭支援総合センター長」
- ◎教育部こども教育課長 片山 拓也「教育部こども教育課こども教育班副班長」
- ◎清水消防署長 宮本 康之「吉備金屋消防署長」
- ◎吉備金屋消防署長 大前 広芳「警防課長」

班長級

- ◎予防課長 森下周司「通信指令課長補佐」
- ◎警防課長 上久保 成高「予防課長補佐」
- ◎消防総務課長兼総務係長事務取扱 奥林 良平「消防総務課長補佐兼総務係長事務取扱」
- ◎建設環境部水道課庶務班主幹 嶋田 鉄也
- ◎清水行政局総務政策室長兼総務政策班長 中元 崇夫
- ◎福祉保健部やすらぎ福祉課住民班長 宮井 智代
- ◎福祉保健部やすらぎ福祉課福祉班長 山添 美紀
- ◎清水行政局産業振興室長兼産業振興班長 川嶋 一也
- ◎清水行政局住民福祉室長兼出張所長 加毛 憲和
- ◎産業振興部林務課林務班長 古垣 智也
- ◎建設環境部水道課工務班長 中和 哉
- ◎住民税務部税務課固定資産税班長 雨乞 靖弘
- ◎総務政策部財務課管財検査班長 熊ノ 郷友也
- ◎教育部こども教育課こども教育班長 林 美穂
- ◎産業振興部産業課産業班長 南畑 喜則
- ◎総務政策部財務課財政班長 青石 元希
- ◎建設環境部建設課土木班長 亀井 浩希
- ◎住民税務部税務課収納徴収班長 松本 和真
- ◎産業振興部商工観光課商工観光班長 友石 敦司
- ◎吉備金屋消防署副署長心得兼吉備金屋消防署警備第1班班長 松木 平康
- ◎予防課主幹兼予防係長事務取扱(日勤) 椿原 一也
- ◎警防課主幹兼警防係長事務取扱(日勤) 毛保 真治
- ◎清水消防署警備第2班班長兼予防指導係長事務取扱 藤岡 卓

令和5年度 和歌山県 消防功労者 定例表彰

- 県知事表彰 功労章 有田川町消防本部 消防司令 大前 広芳
- 県知事表彰 永年勤続功労章 有田川町消防団 分団長 内之八重 強
- 県知事表彰 永年勤続功労章 有田川町消防団 分団長 西井 一雄
- 県知事表彰 永年勤続功労章 有田川町消防団 分団長 坂上 明弘
- 県知事表彰 永年勤続功労章 有田川町消防団 分団長 楠 芳樹
- 消防庁長官 永年勤続功労章 有田川町消防本部 消防司令 和田 章
- 消防庁長官 永年勤続功労章 有田川町消防団 分団長 佐々木 義郎
- 和歌山県消防協会総裁表彰 竿頭綬章 有田川町消防団 金屋支団第2分団
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 分団長 谷口 具孝
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 分団長 西澤 眞治
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 分団長 穂芝 豊和
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防本部 消防司令補 松木平 康
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 副団長 瀬谷 秀男
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 班長 竹本 浩和
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 竹本 俊雄
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 反保 治郎
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 二澤 伸好
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 中井 学
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 津本 健良
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防本部 消防司令 永廣 博幸
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 副団長 黒松 和也
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 副団長 瀬谷 秀男
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 副団長 中裕 隆平
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章 有田川町消防団 副団長 新田 修己
- 和歌山県消防協会総裁表彰 精績章 有田川町消防団 分団長 早田 好宏
- 和歌山県消防協会総裁表彰 精績章 有田川町消防団 副団長 黒松 和也
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 副団長 楠 芳樹
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 分団長 坂上 明弘
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 副分団長 森本 茂之
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 副分団長 古田 晋作
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 小池 正文
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 岩本 勝博
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 小林 繁治
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 竹本 頼雄
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 星尾 泰司
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 三木 隆秀
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 上門 孝年
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 岩森 明彦
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 坂上 和則
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 前久保 眞次
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 青貝 良作
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 上林 栄志
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 久保 和俊
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 坂本 利之
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 筒井 一吉
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防団 団員 曾和 勇次
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防本部 消防司令 上久保 成高
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防本部 消防司令補 椿原 一也
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章 有田川町消防本部 消防司令補 松木平 康



新採用

- 教育部社会教育課スポーツ青少年班主事 深瀬 奈々
- 清水行政局産業振興室産業振興班主事 栗田 結生
- 総務政策部総務課総務班主事 泉 真歩
- 住民税務部住民課保険年金班主事 古川 瑠菜
- 福祉保健部健康推進課健康推進班保健師 平井 彩夏
- きび森のこども園保育士 小船 真子
- 藤並こども園保育士 松尾 晴菜
- 消防本部消防総務課付(消防学校派遣) 松下 翔

退職

- 消防本部消防総務課付(消防学校派遣) 中嶋 祐文
- 消防本部消防総務課付(消防学校派遣) 武内 皓太郎
- 高井 永行「消防長」
- 竹中 幸生「建設環境部長」
- 細野 正人「産業振興部長」
- 青石 万紀子「住民税務部長(会計管理者兼務)」
- 富山 眞紀「教育部こども教育課長」
- 林 光彦「総務政策部企画調整課長兼企画調整班長」

- 山添 浩伸「教育部社会教育課長兼文化情報班長」
- 津老 計典「総務政策部総務課総務班長」
- 山崎 功「建設環境部環境衛生課環境衛生班長」
- 湯田 武司「教育部こども教育課こども教育班長」
- 川岸 洋子「清水行政局住民福祉室住民福祉班主任保健師」
- 松原 まり「清水保育所主任保育士」
- 三田 彩加「きび森の保育所保育士」
- 近西 優彰「消防本部次長兼予防課長事務取扱」
- 和田 章「清水消防署長」
- 西岡 篤志「予防課予防係主事兼吉備金屋消防署警備第1班予防指導係主事」

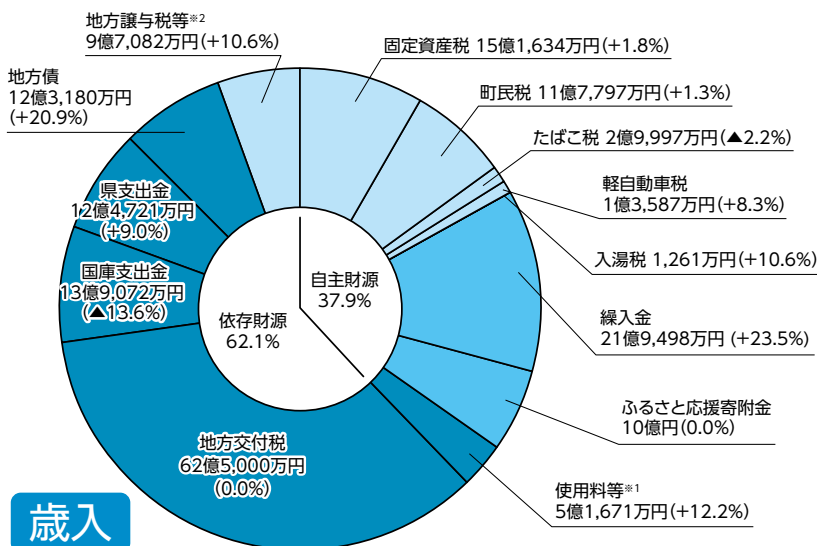
億4,500万円

年度 171億3,000万円)

令和6年度
有田川町の

予 算

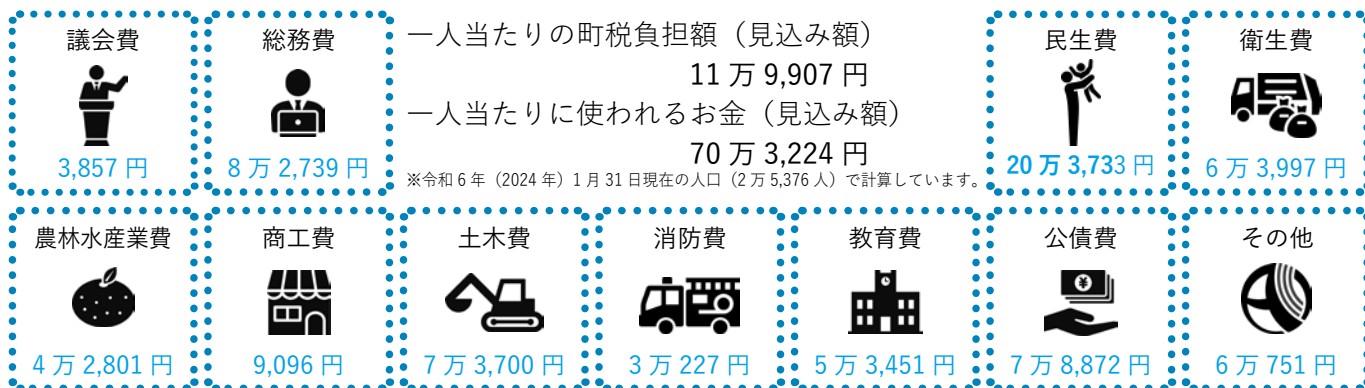
一般会計の当初予算は、物価高騰への対応や社会保障関係経費の増加、金屋第一こども園施設整備事業などにより、前年度と比較して7億1,500万円増加し、178億4,500万円となりました。



歳入

- ※1 使用料・手数料・分担金・負担金・財産収入・寄附金（ふるさと応援寄附金除く）・繰越金・諸収入の計
- ※2 地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式譲渡所得割交付金・法人事業税交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・交通安全対策交付金の計
- ※3 () は前年度比

一般会計 町民一人あたりでは？



各会計 地方債残高

	令和5年度（2023年度）末見込み	令和6年度（2024年度）末見込み	増減
一般会計	135億4,326万円	128億5,351万円	-6億8,975万円
水道事業会計	3億6,335万円	4億4,375万円	8,040万円
簡易水道事業会計	16億5,623万円	15億7,344万円	-8,279万円
下水道事業会計	94億5,984万円	89億1,700万円	-5億4,284万円
合 計	250億2,268万円	237億8,770万円	-12億3,498万円

町民一人当たりの地方債残高

50万6,522円

※令和6年（2024年）1月31日現在の人口（2万5,376人）で計算しています。

用語解説

- 自主財源／町税や使用料および手数料、財産収入など、町自らが徴収する収入で、歳入総額に占める割合が高いほど財政の自主性と安定性が高いといえます。
- 依存財源／国や県から自治体に交付される金額や割り当てられる収入で、国・県支出金、地方交付税、各種交付金、地方債などが該当します。
- 義務的経費／任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与などの人件費・地方債の元利償還金などの公債費・扶助費から構成されています。
- 投資的経費／道路、橋りょうの整備や学校などの施設建設など社会資本整備に必要な経費。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。

歳入

自主財源である町税が30億4,276万円(前年度比+1.7%)に増加していますが、地方交付税62億5,000万円や国・県支出金26億3,793万円など依存財源が110億9,055万円と全体の62.1%を占めており、財源の多くを国や県に頼らなければならない状況です。

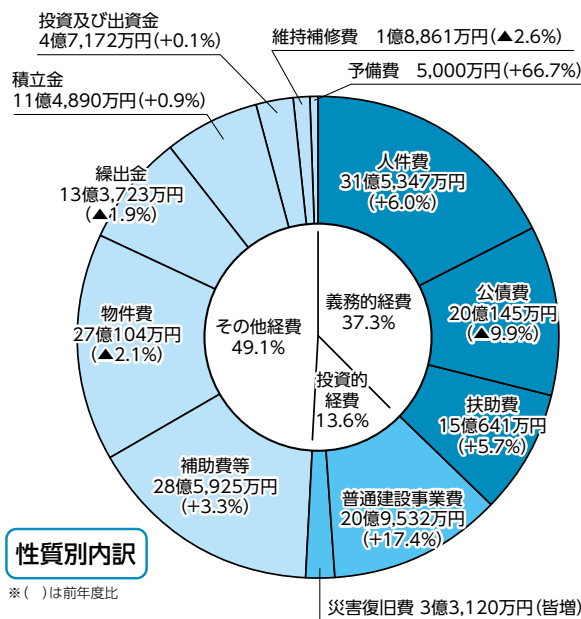
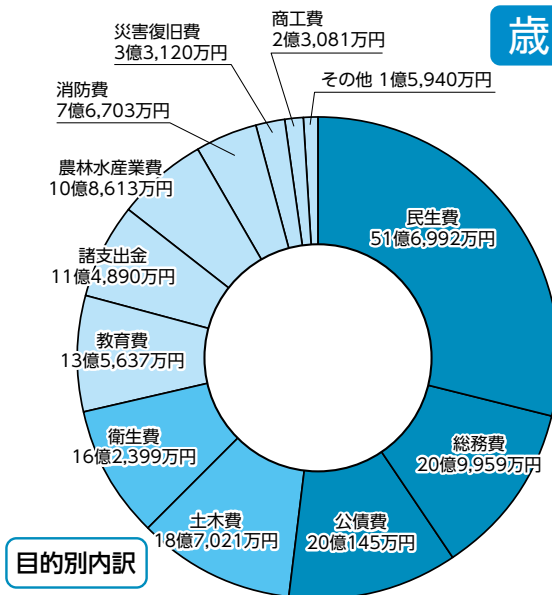
歳出

目的別内訳をみると、民生費の歳出に占める割合が高く全体の29.0%となっています。また、性質別内訳をみると義務的経費である公債費が減少する一方、金屋第一こども園の整備や災害復旧事業により投資的経費が増加しています。

主な事業および新規事業

- 土のうステーション整備事業／総務課
浸水災害に備え被害軽減を図るため、町内各所に整備します。
- 高齢者の保健事業と介護予防一体化事業／健康推進課
高齢者の健康づくりの支援を行います。
- 带状疱疹ワクチン接種助成金／健康推進課
ワクチン接種費用の助成を開始します。
- 防災公園整備事業／建設課
防災公園を整備するための設計および用地取得を行います。
- 指令共同施設整備事業／消防本部
湯浅広川消防組合との指令共同に備え、高機能指令システムおよび無線設備を整備します。
- 金屋第一こども園施設整備事業／こども教育課
老朽化した金屋第一こども園の建て替えを行います。
- 学童保育施設整備事業／こども教育課
藤並、御霊学童保育施設の増設を行います。
- 文化力向上1000日プロジェクト事業／社会教育課
郷土資料の作成・活用などにより文化力向上を図ります。
- 訪問型家庭教育支援推進事業／社会教育課
地域の人材を活かした家庭教育の支援や情報提供を行います。
- 議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入事業／議会事務局
タブレット端末を導入し、議会資料のペーパーレス化を図ります。

歳出



主な特別会計予算

特定の事業を行うために、一般会計とは別に独立して経理が行われる会計

国民健康保険事業	35億2,700万円
後期高齢者医療	8億4,340万円
介護保険事業	32億9,816万円
特別養護老人ホーム等事業	11万円
かなや明恵峡温泉	8,788万円

目的税等の使途の明確化

- ・入湯税については、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てる目的税であることから、観光振興基金へ積み立てます。
- ・地方消費税交付金の社会保障財源化分については、老人福祉費、障害者福祉費、児童福祉総務費および児童措置費へ充当します。

公営企業会計予算

地方公営企業法の適用を受け、その事業収入により経営される会計

水道事業				
	【収益的】		【資本的】	
収入	5億768万円	収入	1億3,631万円	
支出	4億4,487万円	支出	1億8,936万円	
簡易水道事業				
	【収益的】		【資本的】	
収入	4億7,764万円	収入	2億9,805万円	
支出	4億7,764万円	支出	4億4,493万円	
下水道事業				
	【収益的】		【資本的】	
収入	10億2,838万円	収入	7億2,174万円	
支出	9億7,845万円	支出	10億9,280万円	

住宅耐震診断

■建設課（吉備庁舎）

●補助内容

- ・木造住宅／無料で木造耐震診断士を派遣
- ・非木造住宅／耐震診断費用の3分の2を補助（上限8万9,000円）

●補助対象建築物／次のすべての条件を満たす住宅が対象

- ・有田川町内に存する住宅
- ・木造住宅の場合は、平成12年（2000年）5月31日以前に着工されたもの。
- ・非木造住宅の場合は、昭和56年（1981年）5月31日以前に着工されたもの。
- ・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。

※「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び併用住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗などの用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含みます。

※木造住宅のうち、枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、その他特殊な構造のものは、補助対象外です。

●補助対象者／補助対象の建築物に対して①～③のいずれかに該当する者

①所有している／②居住している／③居住予定

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申込書は、町ホームページからも取得できます。

●受付期間／5月7日（火）～12月20日（金）

※役場開庁日時に伴う。 ※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。 ※着手後の申請は受け付けません。



耐震診断の結果

耐震性が低い場合に次の補助が受けられます

住宅の耐震改修費の一部補助

●補助内容／耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修（建替え含む）に要する費用の一部を補助

※耐震改修は、一定の基準を満たす必要があります。

※建替えの場合は、省エネ基準に適合させる必要があります。

●補助金の額／上限116万6,000円

●補助対象建築物／住宅耐震診断事業の補助対象建築物と同じ

●補助対象者／次のいずれかに該当する方

【耐震改修を行う場合】住宅耐震診断事業の補助対象者と同じ

【建替えを行う場合】①居住している所有者

②居住している所有者と同居している者

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申込書は、町ホームページからも取得できます。

●受付期間／5月7日（火）～5月17日（金）

※役場開庁日時に伴う。 ※着手後の申請は受け付けません。

※受付期間内に募集戸数を上回った場合は、抽選となります。

※受付期間内に募集戸数に満たなかった場合は、12月20日（金）までの期間、

募集戸数に達するまで先着順に受け付けます。 ※その他諸条件があります。

その他にも補助が受けられます

耐震ベッド・耐震シェルター設置などの補助事業があります。詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要です。有田川町では、住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

地震対策はできていますか？

危険なブロック塀等の撤去費用を補助

閩建設課（吉備庁舎）

危険なブロック塀等の倒壊による避難路の寸断を防ぐため、当該ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

●補助対象となるブロック塀等

次のすべての条件を満たすブロック塀等が対象

- ・個人が所有または管理するもの
- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが道路等の境界線までの水平距離を超えるもの
- ・ブロック塀等の高さが道路面から60cm以上であるもの
- ・点検表の点検項目の内容に適合しない項目が1つ以上あること

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、土塀その他これらに類する塀をいいます。

※「道路等」とは、国、県、町が管理する道路（里道を含む）、その他公衆の用に供する道路をいいます。

※民地と民地との境界にあるブロック塀等は、補助対象外です。

※法人所有のブロック塀等は補助対象外です。

●補助対象事業／次のいずれかに該当する工事

- ・補助対象となるブロック塀等の全部を撤去する工事
- ・補助対象となるブロック塀等の一部を撤去し、撤去後の高さが60cm未満とする工事

※補助対象となるブロック塀等が幅員4m未満の道路等に面している場合は、当該ブロック塀等の全部を撤去する工事のみが対象となる場合があります。

●補助金額

- ・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定める標準工事費のうちいずれか低い金額の3分の2（上限10万円）

●補助対象者

次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ①ブロック塀等の所有者
- ②ブロック塀等が存する土地の所有者
- ③ブロック塀等の管理者
- ④ブロック塀等の所有者と親族関係にある者
- ⑤ブロック塀等が存する地域の自治会または自主防災組織

※②～⑤は、①ブロック塀等の所有者から承諾を得た者に限ります。

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室

※申込用紙は、町ホームページからも取得できます。

●受付期間／5月7日（火）～12月20日（金）

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。

※着事後の申請は受け付けません。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

家具を凶器にさせないために「家具転倒等防止対策支援事業」

閩総務課（吉備庁舎）

地震による負傷者の約3割から5割が家具の転倒などによるものです。町では、家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を助成します。

●事業内容

対象1世帯あたり家具3台まで家具固定を行います（事業はシルバー人材センターに委託）。

●対象者／次の2項目に該当する方

①町内在住で、町に住民登録されている方

②次のいずれかに該当する世帯

- (1) 65歳以上の人だけで構成されている世帯
- (2) 要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯
- (3) 障害者手帳を有する人で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯
- (4) 療育手帳を有する人で、障害の程度がA判定の人が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯

(6) 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯

(7) 前述の6項目に準じる状態で、町長または自治会などが必要と認める世帯

●費用負担

原則、個人負担はありません。

ただし、取り付け金具などの費用が1,000円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

・受付期間／～令和7年（2025年）2月28日（金）

・受付場所／総務課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局総務政策室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。

各種納期限のお知らせ

問【町税】 税務課（吉備庁舎）

【後期高齢者医療保険料】 住民課（吉備庁舎）

【介護保険料】 長寿支援課（金屋庁舎）

軽自動車税（種別割）

全期 2024/ 5/31

納税通知書と納付書は5月10日ごろ発送予定です。

口座振替の場合は、納税通知書のみ送付します。

固定資産税

第1期 2024/ 5/31

第2期 9/30

第3期 12/ 2

第4期 2025/ 1/31

納税通知書と納付書は5月10日ごろ発送予定です。

口座振替の場合は、納税通知書のみ送付します。

町県民税（普通徴収）

第1期 2024/ 7/ 1

第2期 9/30

第3期 12/ 2

第4期 2025/ 1/31

納税通知書と納付書は6月10日ごろ発送予定です。

口座振替・年金天引きの場合は、納税通知書のみ送付します。

国民健康保険税（普通徴収）

第1期 2024/ 7/31

第2期 9/ 2

第3期 9/30

第4期 10/31

第5期 12/ 2

第6期 2025/ 1/ 6

第7期 1/31

第8期 2/28

納税通知書と納付書は7月12日ごろ発送予定です。

口座振替・年金天引きの場合は、納税通知書のみ送付します。

※国民健康保険の加入者数に変更があったり、国民健康保険に加入・脱退したりする場合は、必ず手続きが必要になります。手続きをしない場合、国民健康保険税がかかり続けることになるのでご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯主に課税されます。

令和6年度（2024年度）の各種町税の納期限は記載のとおりです。納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が加算されます。お忘れのないように納付してください。

ご注意ください

- 複数納期限のある税金については、全期分と期別分の納付書をまとめて送付します。期別で納付する場合は、各自で納付書の保管を行ってください。
- 30万円以上の納付書は、コンビニでの取り扱いができないのでご了承ください。
- 令和5年度（2023年度）より全期分の納付書は同封しておりません。

後期高齢者医療保険料（普通徴収）

第1期 2024/ 7/31

第2期 9/ 2

第3期 9/30

第4期 10/31

第5期 12/ 2

第6期 2025/ 1/ 6

第7期 1/31

第8期 2/28

第9期 3/31

保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。

口座振替や年金から天引きの場合は、納入通知書のみ送付します。

介護保険料（普通徴収）

第1期 2024/ 7/31

第2期 9/ 2

第3期 9/30

第4期 10/31

第5期 12/ 2

第6期 2025/ 1/ 6

第7期 1/31

第8期 2/28

保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。

口座振替や年金から天引きの場合は、納入通知書のみ送付します。

口座振替が便利です！

口座振替の手続きは、取り扱い金融機関（紀陽銀行・ありだ農協・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行）で行ってください。一度登録すると、変更のない限り登録いただいた口座から振り替えを行うので、年度が変わっても再度申請する必要はありません。

特に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、今まで年金から天引きされていた人でも、保険料に変更のあった場合などは天引きされない期間が発生します。

納め忘れのない、便利な口座振替の登録にご協力ください。

高齢者の暮らしを応援!

地域包括支援センターだより

岡長寿支援課（金屋庁舎）

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

ご存じですか？ 介護保険制度

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みです。日常生活で介護や支援が必要な状態になったときに介護サービスを利用することができます。ただし、サービスを利用するには介護認定などを行うことと一定の利用者負担が必要です。

介護保険の利用の相談などはお気軽に地域包括支援センター（☎ 22-4502）にご相談ください。

介護保険の利用手順

①要介護認定の申請を各庁舎や出張所の窓口で行います（郵送での申請も受け付けています）。

②要介護認定は聞き取りと調査などをもとに、認定審査会で介護度の区分が決まります。

③ケアマネジャーを決めて、介護サービスの計画を立ててもらいます（ケアマネジャーは介護サービス利用の相談や調整を行う専門職です）。



どんなサービスが使えるの？

訪問サービス

- 訪問介護／ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。
- 訪問入浴介護／介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けての介護が受けられます。
- 訪問看護／疾患などを抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

施設サービス

- 通所介護／介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。
- 短期入所生活介護／介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
- 施設入所／介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

生活環境を整える

- 福祉用具貸与／日常生活の自立を助けるための車いすや歩行器、手すりなどの福祉用具の貸与が受けられます。
- 住宅改修／手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をするとき、住宅改修費の一部が支給されます。
- 福祉用具購入／ポータブルトイレや入浴用のいすなど入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費の一部が支給されます。

5月31日は世界禁煙デー

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

5月31日は「世界禁煙デー」で

す。「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ことを目的に令和2年（2020年）の健康増進法が改正されました。たばこの害について知り、望まない受動喫煙を防止しましょう。

受動喫煙とは

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないにもかかわらず、他人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことをいいます。

いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。特に副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が喫煙者が直接吸い込む煙（主流煙）の数倍も含まれています。

● 受動喫煙の体への影響

受動喫煙は肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）の4疾患と深い関係があります。

● 妊婦や胎児を煙から守りましょう

たばこの煙に含まれる有害物質の中でも、特にニコチンや一酸化炭素、酸化物質（活性酸素など）が妊娠に悪影響を及ぼします。

妊娠中の受動喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）の要因であることが確実視されているほか、低出生体重・胎児発育遅延との関連も指摘されています。元気な赤ちゃんの誕生のために本人はもろんのこと家族や周囲の人も気を付けましょう。

● 若者は特に注意

喫煙開始年齢が早いほど、健康被害が大きく、またニコチン依存も強くなります。また、健康への悪影響が大きい子どもや若者をたばこの煙から守るため、健康増進法では、喫

煙できる場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されるなどの対策が講じられました。

● 加熱式たばこの健康への影響

加熱式たばこは、たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱し、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品ですが、紙巻たばこに比べて健康影響が少なくどうかは、まだ明らかになっていません。

たばこは、一度吸いはじめるとなかなかやめられないものです。「好奇心から」の喫煙開始を防ぐため、「たばこは有害であるため吸わない」という認識を持てるよう家庭や地域で支えたいものです。

禁煙を成功させるために

禁煙は、呼吸器疾患の予防や治療に欠かせない、大切な健康管理の方法です。

● 禁煙するメリット

- ・ 食事がおいしくなる
- ・ 肌の調子がよくなる
- ・ 咳や痰が止まり、呼吸が楽になる
- ・ 自分や家族のがんなどの病気のリスクが減る

● それでも吸いたくなったら

- ・ 深呼吸する
- ・ 散歩やストレッチなどの軽い運動を行う
- ・ シュガールズのガムを噛む
- ・ うがい、歯磨きをする

● 「禁煙補助剤」「禁煙外来」を利用する

長年の喫煙習慣により重度のニコチン依存症に至っていると、自分の意志だけで禁煙するのは難しくなります。そのような場合は、ニコチンガムやニコチンパッチなどの「禁煙補助剤」を利用するのも1つの方法です。

また、最近では医師による喫煙指導が受けられる「禁煙外来」もあります。自分に合った方法で禁煙に向けて取り組んでいきましょう。



おとな

集団健診

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

- 6月 9日（日） 申込期限：5月 9日（木）
8:00～ 9:00 清水保健センター
特定・胃・大腸・胸部・乳房・子宮
- 6月 11日（火） 申込期限：5月 10日（金）
8:00～ 8:30 大谷公民館
特定・胃・大腸・胸部・乳房
9:30～ 10:00 水尻公民館
特定・胃・大腸・胸部・乳房
- 6月 16日（日） 申込期限：5月 16日（木）
8:00～ 9:20 きびドーム
特定・胃・大腸・胸部・乳房・子宮
- 6月 19日（水） 申込期限：5月 20日（月）
18:00～ 19:00 きびドーム
特定・大腸・胸部・乳房
- 6月 23日（日） 申込期限：5月 23日（木）
8:00～ 9:00 城山出張所
特定・胃・大腸・胸部・乳房・子宮
- 6月 24日（月） 申込期限：5月 24日（金）
8:00～ 9:00 石垣公民館
特定・胃・大腸・胸部・乳房
- 7月 4日（木） 申込期限：6月 4日（火）
8:00～ 9:00 旧粟生小学校
特定・胃・大腸・胸部・乳房

集団健診は
事前に申し込みが必要です！

申し込みは健康推進課（金屋庁舎）または
清水行政局住民福祉室まで。右の二次
元コードからも申し込みが可能です。



運動教室

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

5月 2日（木）、6月 6日（木）

■場所／きび保健福祉センター

実施時間
19:30～
20:30

こども

子どもの健康相談

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

- 5月 2日（木）金屋文化保健センター
- 5月 13日（月）清水保健センター
- 5月 16日（木）金屋文化保健センター
- 6月 10日（月）清水保健センター
- 6月 20日（木）金屋文化保健センター

実施時間
9:00～
11:00

※清水保健センターでは、10:30 ごろから
保育士による育児サロンも併せて行います。

乳幼児健診

健康推進課（金屋庁舎）

- 4カ月児健診 [令和6年（2024年）1月生まれ]
5月 28日（火）13:00～ 13:15
- 10カ月児健診 [令和5年（2023年）6月生まれ]
5月 7日（火）12:30～ 12:45
- 1歳6カ月児健診 [令和4年（2022年）9月生まれ]
5月 15日（水）12:45～ 13:00
- 2歳児健診 [令和4年（2022年）2月生まれ]
5月 22日（水）12:45～ 13:00
- 3歳6カ月児健診 [令和2年（2020年）10月生まれ]
5月 14日（火）12:45～ 13:00

■場所／金屋文化保健センター

あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況（令和6年（2024年）3月）

加入者数	6,870人
支払額	3億1,843万円
1人当たりの医療費	4万6,350円 (前年同月4万2,818円)
令和4年度（2022年度） 1人当たりの医療費	4万1,169円／月 49万4,029円／年

消防だより

令和6年(2024年)
3月末現在の出動件数

有田川町消防本部 ☎52・5950
吉備金屋消防署 ☎52・5950
清水消防署 ☎25・1243

火災 : 1件
救急 : 344件
救助 : 4件

令和6年度全国統一防火標語 「守りたい 未来があるから 火の用心」

電動剪定バサミには要注意

有田川町内で電動剪定バサミにより指を負傷する事故が多く発生しています。非常に便利で簡単に使用できる器具ですが、使用方法を誤ると大きな事故につながります。

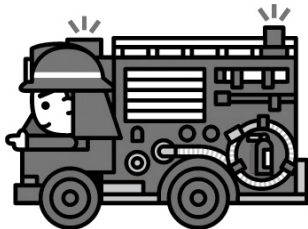
使用時は、細心の注意を払い事故防止に努めましょう。



緊急自動車の通行にご協力を！

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急の業務を行うため、一刻も早く災害現場や病院に到着する必要があります。そのため、赤信号の交差点に進入できるなど特例が認められていますが、緊急自動車は安全に走行するためには、一般車両の協力が必要不可欠となります。

助けを求める方の大切な命や財産を守るため、緊急自動車はサイレンを鳴らして走行してきた場合は、慌てずに進路を譲っていただき、スムーズな緊急走行ができるようご理解、ご協力をよろしくお願いたします。



風水害への備え

台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対策をとることで、被害を最小限にとどめることができます。次のポイントを踏まえて、事前に準備しておきましょう。

①家の周りを保全する

- ・ 雨戸や屋根を補強する。アンテナをしっかりと固定する。
- ・ 鉢植えや物干し竿などの飛ばされそうなものは屋内へ移動させるか固定する。
- ・ 側溝や排水溝は清掃し、水の流れをスムーズにする。

②停電に備える

- ・ 懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備する。

③断水に備える

- ・ 飲料水を確保する。
- ・ 浴槽に水を張り、トイレなどの生活用水を確保する。

④非常持出用品の準備

- ・ 避難情報が発令されたときにすぐ避難できるように、貴重品や非常持出用品の準備をする。

病院の案内

「救急車を利用するほどではないけど、受診できる病院がわからない」という方に、受診可能な医療機関を案内しています。

- 和歌山医療情報ネット
スマートフォンやパソコンなどで「わかやま医療情報ネット」と検索する。
- 救急医療情報センター ☎ 073-426-1199 (24時間対応)
- こども救急相談ダイヤル(平日19時～翌朝9時、土日祝9時～翌朝9時)
☎ # 8000(プッシュ回線・携帯電話) ☎ 073-431-8000(ダイヤル回線・IP電話)



環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

「ごみ分別すれば資源」

粗大ごみの特別収集

不要になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については各地区の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って出してください。

● 吉備地域

- ・ 御霊地域／5月13日（月）
- ・ 田殿地域／5月15日（水）
- ・ 藤並地域／5月17日（金）

● 金屋地域

- ・ 石垣・生石地域／5月27日（月）
 - ・ 五西月地域 5月29日（水）
 - ・ 鳥屋城・岩倉地域／5月31日（金）
- ※いずれの地域も7時～9時です。
※清水地域は10ごろ実施予定です。

家庭から出る

燃えるごみの収集量

令和6年（2024年）2月
約263トン
前月から約44トンの減少

○ 出してもよいもの

ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車・椅子・テーブル・ベッド・ガスこんろ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など
※一般家庭から排出されるもので、出してはいけないものに該当するものを除く

× 出してはいけないもの

● 大きすぎる・重すぎるもの／一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの・大型のマッサージ機など大人2人で運ぶことができないもの

● 畳・布団・マットレス

※処分したい場合は、直接環境センターへお持ち込みください。環境センターへ持ち込む場合も、処理能力の都合上、枚数制限があります。

す。詳しくは環境センター（☎52・5384）にお問い合わせください。

● 営業用・事業用の物品／農林業関連資材（ホース・タンク・噴霧器・パレット）など

● 自動車・自動二輪車およびその部品／タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

● 家電リサイクル法指定4品目／テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式など）・冷蔵（冷凍）庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン（室外機を含む）

● PCリサイクルマーク付きパソコン
● 危険なもの・専門業者以外で処理できないもの／消火器・ガスボンベ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・がれき類・塩ビ管・針金・網・石こうボード・建築廃材・コンクリートブロック・養生シートなど

ごみ分別の講習会

2月19日（月）に有田川町生活研究グループの皆さまに向けてごみの捨て方の講習会を行いました。

環境衛生課職員がごみの捨て方の説明を行った後、有田川町プラスチック収集場へ見学に行きました。

プラスチックがどのように資源として生まれ変わるのかを見ていただくことで分別への理解を深め、「これでどう捨てるの？」という疑問を解決するきっかけになったという感想をいただきました。



①プラスチック収集場では手作業で混入物・禁止物を分けています。



②シリンジ（注射器）やスプレー缶が混ざっていました。危険なので、プラスチックごみに混ぜないでください。

卒業式

3月8日（金）に中学校で、3月15日（金）に小学校で卒業式が執り行われました。

吉備中学校



石垣中学校



金屋中学校



八幡中学校



藤並小学校



田殿小学校



御霊小学校



石垣小学校



小川小学校



鳥屋城小学校



八幡小学校



安諦小学校



図書館だより

全館臨時休館日／5月9日（木）

※休館時の図書の返却には、ブックポスト（ALEC・金屋図書館・しみず図書室に設置）をご利用ください。

【図書施設連絡先・開館日時】

- 地域交流センター（ALEC） ☎ 52-4730
火～金：10:00～19:00 土・日・祝日：10:00～17:00
月曜休館（月曜日が祝日の場合、翌日休館）
- ちいさな駅美術館（ポッポ絵本館内） ☎ 52-4730
火～日：12:00～16:00 月曜休館（月曜日が祝日の場合、翌日休館）
- 金屋図書館 ☎ 32-5789
火～日：10:00～17:00 月曜・祝日休館
- しみず図書室 ☎ 25-1788
火～土：9:00～17:00 日・月・木・祝日休館

原画展

黒岩まゆ絵本原画展

期間／5月 1日（水）～31日（金）
場所／ちいさな駅美術館（ポッポ絵本館内）



イベント

「はたらくクルマ大集合」

日時／5月 3日（金・祝）10:00～16:00
場所／地域交流センター（ALEC）
※イベント当日は地域交流センター（ALEC）の駐車場はご利用いただけません。吉備浄化センターの臨時駐車場をご利用ください。

ひみつのラーメンをつくろう

日時／5月 19日（日）10:30～
場所／地域交流センター（ALEC）
対象／3歳以上 定員／20組 ※抽選

ブックラザ

「ぱっちゃんカエルをつくろう」

日時／5月 23日（木）10:30～約60分
場所／金屋図書館
対象／2歳～未就園児
定員／先着15組 ※申し込み不要

今月のイベント

おひざでだっこのおはなし会 ※申し込み不要

日時／5月 14日（火）10:15～11:15
場所／金屋図書館
対象／4カ月～2歳児

おはなし会

- ①日程／5月 12日（日）・26日（日）
時間／14:00～14:30
場所／ポッポ絵本館
- ②日程／5月 11日（土）
時間／10:30～11:00
場所／金屋図書館

新着図書案内

■一般書

境界知能 …………… 古荘純一著
こころが育つ子どもの食事 ……… 宮口幸治／著
働く世界のしくみとルール ……… 小西康之／著
難しいことはわかりませんが、50歳でも農業を始められますか？ …………… 深瀬貴範／著

■児童書

チューリップさいた
…………… くすのきしげのり／作 よしむらめぐ／絵
へんしんヒーロー ……… あきやまただし／作・絵
こいぬをつれたかりうど
…………… 牧野夏子／作 佐々木マキ／絵

今月の移動図書館

詳細は ALEC までお問い合わせください。

※掲載しているイベントについて、諸般の事情により中止または実施内容が変更される場合があります。最新の情報は、町ホームページをご覧ください。直接図書施設にお問い合わせください。

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)
☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)
☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)
☎ 0120-007-110

法務省インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291
ファクス 52-3210

令和5年度(2023年度) 人権機関有田川の活動

● 第一回人権映画会

・ 日程 / 令和5年(2023年)

6月25日(日)

・ 来場者数 / 83人

・ 映画会 / 「さかなのこ」

・ 場所 / 清水文化センター

● 第一回人権講演会

・ 日程 / 令和5年(2023年)

7月30日(日)

・ 来場者数 / 201人

・ 講演会 / 「ニュースの裏側から見

た人権問題」

・ 講師 / 高岡達之さん

・ 場所 / 金屋文化保健センター

● 第二回人権講演会

・ 日程 / 令和5年(2023年)

8月20日(日)

・ 来場者数 / 96人

・ 講演会 / 「男らしさ、女らしさよ

り「自分らしさ」が社会を変える

「LGBT・男性・女性とは」

・ 講師 / ブルボンヌさん

・ 場所 / 地域交流センター

(ALEC)

● 第二回人権映画会

・ 日程 / 令和5年(2023年)

10月1日(日)

● 第三回人権講演会

・ 日程 / 1月28日(日)

・ 来場者数 / 211人

・ 講演会 / 「ガンが教えてくれたこと

「自分に向き合って見つけた夢」

・ 講師 / 木山裕策さん

・ 場所 / 金屋文化保健センター

● 啓発活動など

・ 文化協会吉備支部文化祭 / 令和5

年(2023年) 10月14日(土)

15日(日)

・ 文化協会金屋支部文化祭 / 令和5

年(2023年) 10月28日(土)

29日(日)

・ 清水総合文化祭 / 令和5年

(2023年) 11月4日(土)

5日(日)

・ 有田中央高校 / 令和5年

(2023年) 11月14日(火)

・ 清水事業所・学校訪問(清水地区)

/ 令和5年(2023年) 11月

28日(火)

・ JR藤並駅・学校訪問(吉備・金

屋地区) / 令和5年(2023年)

11月29日(水)

・ しみずふるさとまつり / 令和5年

(2023年) 12月3日(日)

人権擁護委員の日

人権擁護委員をご存じですか。6

月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員会連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設相談所の開設や地域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。

次のとおり特設人権相談所を開設します。一人で悩まず相談してください。

● 人権特設相談所

・ 日時 / 6月1日(土) 13時～16時

・ 場所 / 吉備保健福祉センター・金屋文化保健センター・清水文化センター

・ 内容 / いじめ、差別、虐待、セクハラ、インターネットによる誹謗中傷など、日常生活の中で生じるさまざまな人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は守られます。



お知らせ

まちのデータ

(令和6年(2024年)3月末日現在)

人口 2万5,269人
 男 1万1,988人
 女 1万3,281人
 1万732世帯

交通事故発生件数
 (3月中、物損含む)
 有田川町 58件
 死者0人 負傷0人
 湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎
 金屋庁舎
 清水行政局

52-2111

張絡出張所 23-0001
 出連出張所 22-0351
 山生郷 22-0254
 城粟五安水 26-0001
 下水 52-5356
 A L E C (ア レ ッ ク) 53-1031
 道 (ア レ ッ ク) 52-4730

環境センター 52-5384
 セック急患 52-7855
 タク集所 52-4882
 収集所 52-3055
 有田川町 52-5474
 子育て支援センター { 52-090-7966-1697
 有田川町少年センター 52-8744

相談

5月の行政相談

●5月30日(木)

きび保健福祉センター 13時30分
 ～16時

問 総務課 (吉備庁舎)

年金

離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合に、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができ、それぞれの年金とする制度です。いずれの場合も、離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

①合意分割制度

・2人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2人の合意、または裁判手続きによって決定されます。

②3号分割制度

・国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方)であった方からの請

求により、年金を分割できます。年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年(2008年)4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

問 住民課 (吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

税金

「定額減税説明会」の開催

令和6年(2024年)分の所得に係る定額による所得税額の特別控除(定額減税)について、源泉徴収義務者の方に向けた説明会を開催します。

●日時

・5月10日(金) 10時～11時
 ・5月29日(水) 14時～15時

●場所

3階会議室(湯浅町湯浅協会 2430番地77)

●定員/30人(先着順・電話予約要)
 ●主催/湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎63・5406

「インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会」

昨年10月から導入された消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

●日時

・5月29日(水) 10時～11時
 ・6月19日(水) 14時～15時

●場所

3階会議室(湯浅町湯浅協会 2430番地77)

●定員/20人(先着順・電話予約要)
 ●申込先/湯浅税務署個人課税部門

☎63・5403(直通)

●主催/湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

また、インボイス発行事業者への登録の可否を検討されている方を対象に個別相談のご予約を受け付けています。

※インボイスの制度の仕組みからお知らせになりたい場合は、まずは前記説明会をご利用ください。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

問 湯浅税務署 個人課税部門

☎63・5403

自動車税の種別割

県からのお知らせ

自動車税の種別割の納期限は5月31日(金)です。納期内納税をお願いします。お近くのコンビニ、金融機関などで納期内に納付してください。納税通知書に印字されている二次元コードを利用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリでも納付することができます。ぜひご利用ください。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障害の程度など、一定の要件を満たす場合は、申請により、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

問 紀中県税事務所 課税課

☎ 0737・64・1260

募集

防衛省・自衛隊からのお知らせ
各種目自衛官の募集

自衛官候補生

- 資格/18歳以上33歳未満の者
- 受付期間/6月24日(月)まで
- 試験日/【web試験】6月27日(木)~30日(日)【身体検査、口述】7月4日(木)~7日(日)
- 試験会場/和歌山県民文化会館(和歌山市)

第2回 自衛隊幹部候補生(一般)

- 資格/(大卒程度)22歳以上26歳未満の者(院卒者)20歳以上28歳未満の者
- 受付期間/6月13日(木)まで
- 試験日/6月22日(土)
- 試験会場/和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

第2回 自衛隊歯科・薬剤科幹部候補生

- 資格/専門大卒(見込み含む)の(歯科)20歳以上30歳未満の者、(薬剤科)20歳以上28歳未満の者
- 受付期間/6月13日(木)まで
- 試験日/6月22日(土)
- 試験会場/和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

自衛隊医科・歯科幹部

- 資格/医師免許または歯科医師免許の取得者

- 受付期間/6月6日(木)まで
- 試験日/6月21日(金)

試験会場/受験票交付時通知

陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊キャリア採用幹部

- 資格/大卒以上の者で応募資格に定められた学科、専攻学科などを卒業後、2年以上の業務経験のある者
- 受付期間/5月17日(金)まで
- 試験日/(陸上)6月10日(月)(海上)6月17日(月)(航空)6月17日(月)~19日(水)のいずれか1日

試験会場/受験票交付時通知

陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊技術曹

- 資格/20歳以上の者で国家資格の取得者
- 受付期間/5月17日(金)まで
- 試験日/(陸上)6月7日(金)(海上)6月14日(金)(航空)6月12日(水)~14日(金)のいずれか1日
- 試験会場/受験票交付時通知
- ※受験資格などの詳細については、お問い合わせください。

問 防衛省自衛隊和歌山地方協力本部

有田募集案内所(有田市宮崎町 106・2) ☎ 82・6631

E-mail wakayama.pco-arita@rtcgsdf.mod.go.jp

住まい

不良空家除却にかかる補助金制度

倒壊などの恐れのある危険な住宅などの空き家を除却する所有者などに対し、その費用の一部を補助する制度を実施しています。

なお、対象となる空き家については、事前に「不良空家」の認定を受ける必要があります。認定および補助金の交付には諸条件がありますので、申請前にお問い合わせください。

受付期間/5月7日(火)~12月20日(金)

※役場開庁日時に伴う。
※期間中であっても予算上限に達し次第締め切ります。

申込場所/建設課(吉備庁舎)・清水行政局建設環境室

- 補助対象工事/原則として、敷地内にある全ての建物・工作物などを除却するもので、町内に本店を有する事業者に請け負わせるもの。ただし、補助金の交付決定前に着手された工事を除く。
- 補助金の額/除却費用の3分の2(上限50万円)

問 建設課(吉備庁舎)

福祉

給付金の申請はお済みですか？

●有田川町物価高騰対応重点支援給付金は5月31日(金)締め切りです

令和5年(2023年)12月1日現在有田川町に住民登録されており、所得要件に該当すると思われる世帯には、給付金の確認書もしくは申請書をお送りしています。提出期限を過ぎると、給付金を受け取っていただけません。受給には確認書・申請書の提出が必要です。本人確認書類、通帳の写しなどを必ず添付して、提出してください。なお、申請書には住民税課税証明書の添付も必要です。DVなどで緊急避難されている方も、所得要件を満たす場合は受給していただけますので、お申し出ください。また、同一世帯に18歳以下の子どもがいる場合の子ども加算(5万円/人)についても、世帯主に支払われます。別居している子どもがいる場合は、お申し出ください。



●有田川町物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

0120・6000・8333

5月12日は 民生委員・児童委員の日

有田川町の民生委員・児童委員97人は、全国民生委員児童委員連合会が発表した「支えあう 住みよい社会 地域から」のスローガンのもと、地域の皆さまの立場に立って、安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、多くの機関と連携してさまざまな取り組みをしています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。地域の一員として住民の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐパイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や、児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力しています。

主任児童委員とは、民生委員・児童委員のうち、担当区域を持たず、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員のことをいいます。児童福祉関係機関との連絡調整や地域の児童委員と連携しながら、課題を抱える子育て家庭への支援をはじめとした児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員には、法律に基づく守秘義務があり、相談内容の

秘密は守られます。安心してご相談ください。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

高瀬地区担当の

民生委員・児童委員が代わりました

●高瀬地区担当の民生委員・児童委員が、栗栖 誠さんに代わりました。

民生委員・児童委員は、必要な支援が受けられるよう、行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐパイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力しています。

民生委員・児童委員には、法律に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

身体障害者福祉連盟に 入りませんか

有田川身体障害者福祉連盟は身体障害者が住みやすい町を目指し、日々の生活を明るくすることを目的に活動しています。歩行訓練や障害者スポーツ体験(フライングディスク・ボッチャ)などさまざまな活動を通して会員同士の交流を楽しみませんか。身体障害者があり、当連盟の目的に賛同いただける方であればごなたでも加入できます。会費は無料となっていますので、ぜひご加入ください。募集は随時受け付けています。

●対象/有田川町内に在住する身体障害者があり、当連盟の目的に賛同する方

●申込先/やすらぎ福祉課

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

|| 広報ありだがわがアプリで読める!



広報ありだがわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。

福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とし「タクシー利用料金助成制度」を設けています。福祉タクシー券を交付することで、タクシーの基本料金相当額を助成します。

ご利用を希望される方は申請受付場所でご申請してください。

対象者／当町に住民登録されており、当町で管理している次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳 1級・2級
 - ②療育手帳 A1・A2
 - ③精神障害者保健福祉手帳 1級
 - ④交付枚数／年間最大24枚
- ※年度途中での手帳取得や喪失などにより枚数が変わります。
- 利用できるタクシー会社**／町が指定する事業所

利用できる期間／令和7年(2025年)3月31日(月)まで

申請に必要なもの／対象となる障害者手帳・印鑑

申請受付場所

- ・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)
- ・住民課(吉備庁舎)
- ・清水行政局住民福祉室

問やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

介護

介護保険給付費通知書の廃止

介護保険給付費通知書は、介護給付費の適正化を目的に、5月と11月の年2回発送していましたが、介護給付適正化計画の見直しにより令和6年度(2024年度)から廃止します。

問長寿支援課(金屋庁舎)

養護老人ホームなぎ園職員採用試験のご案内

令和6年度(2024年度)有田郡老人福祉施設事務組合養護老人ホームなぎ園職員採用試験を次のとおり行います。詳しくは養護老人ホームなぎ園までお問い合わせください。

- 採用予定人数／介護職員1人
- 採用予定時期／8月1日(木)
- 試験日時／6月9日(日)
- 受験資格
 - ①昭和59年(1984年)4月2日以降に生まれた方
 - ②介護福祉士資格を取得している方
 - ③日本国籍を有する方
 - ④8月1日(木)から勤務可能な方
 - ⑤地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

**「もしもの時」のために登録を
ありだがわ防災・行政ナビ**

「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS
(iPhone)



android
(スマートフォン)



●申込用紙交付・受付場所／養護老人ホームなぎ園(有田郡湯浅町吉川160番地)

●受付期間／5月7日(火)～28日(火) 9時～17時

※土日祝は除く

問養護老人ホームなぎ園

☎63・6886

案内

有田川防災公園基本計画の策定

有田川町では令和5年（2023年）4月よりまちづくりの総合的な指針となる「都市計画マスタープラン」に即し「有田川防災公園基本計画」を進めてまいりましたが、4月1日（月）に完了しましたので皆さまにお知らせします。

詳細については町ホームページをご覧ください。ご覧いただくか建設課までお問い合わせください。

問 建設課（吉備庁舎）

ホームステイの受け入れ先の募集

有田川町の友好都市であるオーストラリアのノーザンテリトリー準州ダーウィンの中学生・教員の日本でのホストファミリー（ホームステイ先）になりませんか。来日期間中の7日間程度のホームステイを予定しています。ご関心のある方はご連絡ください。ぜひご協力をお願いします。

● 来日期間／9月15日（日）～30日（月） 予定

問 社会教育課（吉備庁舎）

下水道

下水道への接続を お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水を処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。

公共下水道および農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 下水道課

続けてみよう！

手話でしりとり！「な〇〇〇」

手話で「しりとり」していきましょう。皆さんはどんな言葉をつなげますか？



横向きに立って左手のひらに右手の指先を軽く付ける

先月号の答えは「コロナ」でした！
今月の答えは次号で発表！
ヒント…ペットボトルの
な〇〇〇量 500ml

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターは 皆さまの子育てを応援します！

歯科衛生士さんに聞いてみよう
～乳児の歯～

- 日時／5月30日（木）10:00～11:00
- 場所／子育て支援センター
- 定員／10組程度
- 講師／歯科衛生士
- 参加費／無料
- 申し込み／5月7日（火）8:30～

開設日時など

	開設日時など
あそびのひろば	金曜日(5月10日・17日・24日・31日) ※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。
	10:00～11:00 14:00～15:00

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでもお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。



子育て支援センター ☎ 090-7966-1697・52-5474（ファクス兼用）

令和6年度（2024年度）有田川町区長名簿

大字	氏名	大字	氏名	大字	氏名	大字	氏名
てんま 天満	和田 啓次郎	しょうに 庄二	堀江 宏三	いわのがわ 岩野河	熊ノ郷 豊	あお 粟生	今井 敏光
ひとつまつ 一ツ松	栗山 幸雄	かいぐら 垣倉	石田 択二	かわぐち 川口	森 誠	なかほら 中原	谷脇 史一
きたすじ 北筋	的場 康頼	はたら 畑浦	中井 康貴	たに 谷	宮崎 正嗣	かわい 川合	長碕 智
たかせ 高瀬	高木 義昭	ひがしにゆうのす 東丹生園	岩崎 匡展	たていし 立石	野尻 勇	にさわ 二澤	東本 光正
はぶ 土生	野田 成記	にしにゆうのす 西丹生園	佐古 武	ひこがせ 彦ヶ瀬	南 良紀	きたのかわ 北野川	松本 吏郎
うえの 植野	林 道裕	よしみ 吉見	沖野 隆志	せい 瀬井	橋本 浩嗣	みせがわ 三瀬川	森本 啓司
おき 奥	林 賢三	したとくだ 下徳田	東 宏一	あせた 畦田	竹本 房子	ひがしおおたに 東大谷	前北 一夫
みずしり 水尻	須佐見 吉生	うえとくだ 上徳田	上田 賀彦	にしがみねかみ 西ヶ峯上	前門 利信	ふたがわ 二川	下坊 利之
くまい 熊井	竹本 一喜	おくとくだ 奥徳田	井畑 治夫	にしがみねしも 西ヶ峯下	中家 康兆	ひものかわ 日物川	柳 隆次
くまい さと 熊井なぎの里	奥田 浩	あきば 秋葉	庄田 卓爾	なか 中	花田 敏和	さかいがわ 境川	竹上 元文
みよおうじ 明王寺	林 昭秀	よし原 吉原	木根 敏幸	なかにめ 中峯	上久保 和享	くすもと 楠本	今北 正男
おしま 小島	藤岡 新司	いとがわ 糸川	木根 聖一	ほんどう 本堂	玉置 善裕	ぬま 沼	松田 壽夫
のだ 野田	清水 秀基	すりがわ 修理川	新田 清	ありはら 有原	森本 正司	とい 遠井	柳生 総五
おおかはた 大賀畑	岡崎 行男	ういごけ 宇井苔	林 敏紀	あおだ 青田	中嶋 孝之	みた 三田	森本 正造
たくち 田口	山本 均	まつばら 松原	増谷 憲	ぬただ 沼田	中家 建	みやがわ 宮川	永岡 冬樹
おおたに 大谷	則村 忠之	かんぎじ 歓喜寺	森田 久雄	のぶさか 延坂	西林 康秀	おおぞう 大蔵	鈴木 幸敏
いのくち 井口	柳生 雅伸	ぶよう 伏羊	森田 知秀	にしぞの 西園	大西 敏文	しみず 清水	東 修一
かし 賢	勝丸 徹	よした 吉田	新家 秀逸	おのうえ 尾上	中山 哲夫	くのほら 久野原	福本 隆
たずみ 田角	福辺 哲男	おがわふくい 小川福井	高垣 信吾	おほら 小原	前北 将吾	しもゆかわ 下湯川	上西 卓次
ながたに 長谷	岩祖 敏昭	おがわうえの 小川上野	佐古 健太郎	おいし 生石	西尾 幸治	かみゆかわ 上湯川	東 達貴
ふなきか 船坂	伊藤 芳範	おがわなかむら 小川中村	石谷 誠藏	にう 丹生	板原 香樹	井谷 井谷	田中 邦生
いで 出	小澤 正樹	おがわたんば 小川丹波	松本 純	いとの 糸野	松本 雅史	いたお 板尾	山戸 敏裕
おなか 尾中	勝丸 明男	なかの 中野	兵頭 章	しもむつがわ 下六川	岩本 博文	すきのほら 杉野原	津本 健良
すみ 角	吉信 仁視	いちば 市場	後安 栄造	かまなか 釜中	大石 強	おして 押手	中野 裕示郎
ながた 長田	岩本 和幸	なかいばら 中井原	東 重雄	くるまつ 黒松	唐妻 治行	ぬまたに 沼谷	山本 勝敬
かみなかしま 上中島	中尾 修作	かなや 金屋	片畑 耕作	かみむつがわ 上六川	中井 理自		
しょういち 庄一	小堀 久夫	はせがわ 長谷川	黒松 和也	にし 西	上野 博行		

【令和6年(2024年)4月1日現在】
※敬称略

5月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、
☎ 52-2111 にご連絡いただくか、
【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
【お知らせ】 当ページに掲載しているイベントなどについて、やむを得ず中止となる恐れがあります。最新の情報は町ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。		1 <input type="checkbox"/> 健康フェア (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	2 <input type="checkbox"/> 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	3 憲法記念日 <input type="checkbox"/> はたらくクルマ大集合 (ALEC) 【ALEC】	4 みどりの日	5 こどもの日
6 振替休日	7 <input type="checkbox"/> 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	8	9	10 <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	11 <input type="checkbox"/> おはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	12 <input type="checkbox"/> 集団健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
13	14 <input type="checkbox"/> 集団健診 (旧北小学校) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 3歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> おひざでだっこ おはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	15 <input type="checkbox"/> 1歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	16	17	18	19 <input type="checkbox"/> 集団健診 (きびドーム) 【健康推進課】
20	21	22 <input type="checkbox"/> 2歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	23 <input type="checkbox"/> 水道・下水道料金 口座振替日 【水道課・下水道課】 <input type="checkbox"/> 集団健診 (境川コミュニティ センター・三田活 性化センター) 【健康推進課】	24 <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	25	26 <input type="checkbox"/> おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
27	28 <input type="checkbox"/> 4カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	29	30 <input type="checkbox"/> 行政相談所 (きび保健福祉センター) 【総務課】	31 <input type="checkbox"/> 水道・下水道料金 納期限(納付書) 【水道課・下水道課】 <input type="checkbox"/> 全期軽自動車税 納期限 【税務課】 <input type="checkbox"/> 第1期固定資産 税納期限 【税務課】	6/1	2
<input type="checkbox"/> 消費生活相談 (毎週金曜日) (第1金曜日: 清水行政局、 それ以外:金 屋庁舎) 【商工観光課】	4 <input type="checkbox"/> 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	5 <input type="checkbox"/> 健康フェア (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	6 <input type="checkbox"/> 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	7 <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	8	9 <input type="checkbox"/> 集団健診 (清水保健センター) 【健康推進課】

田殿丹生神社にお身代わり神像を奉納

去る3月17日(日)、田殿丹生神社(有田川町出^{いで})で900年近くにわたって守り伝えられてきた主祭神の丹生明神像と高野明神像(平安時代後期)の複製(お身代わり像)が奉納されました。お身代わり像とは、和歌山県立博物館が和歌山工業高等学校と和歌山大学教育学部ミュージアムボランティアの協力を得て、3Dプリンターを用いて文化財の精巧な複製を制作し奉納している事業です。

この事業は近年、全国的に文化財の盗難が多発していることや、人口減少や高齢化などによって管理や保存が困難になっている地域の神社などにある文化財を博物館で保管し、かつ、信仰されてきた環境も従来通り維持するために行われている取り組みです。

田殿丹生神社には、丹生明神・高野明神像が伝来してきましたが、令和3年(2021年)に開催された県立博物館の特別展に伴う事前調査において、平安時代後期(11世紀と12世紀)に遡る県内最古級のものであり、非常に重要な神像であることが確認されました。この貴重

な神像を文化財として長く保存していくために、特別展終了後は県立博物館に寄託されることになり、それに代わるものとして、今回は鮮やかな彩色がよく残る12世紀の神像について、お身代わり像が制作されることになりました。

神像の計測やデータ修正を和歌山工業高等学校産業デザイン科7名の生徒が担当し、高校所蔵の3Dプリンターで出力して樹脂で形を作りました。アクリル絵の具による着色作業は、和歌山大学教育学部美術教育専攻の3名の学生が担当して仕上げました。

奉納日には、高校生3名と大学生1名が神社関係者や氏子の皆さまに迎えられる中、生徒・学生代表から嶋田宮司にお身代わり神像が手渡されました。今回奉納されたお身代わり神像は、今後神社の行事などの際に、より多くの地域住民の方々にもご覧いただく機会を設ける予定です。



高野明神・丹生明神像(左2体)と
お身代わり神像(右2体)

